障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　　令和 8 年 11 月 25 日(水曜日)

13:10～15:10

大阪府　基本回答（当日よみあげ回答）

（要望項目）

1．府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

① 府内各地域に、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、小・中・高等部のある知的障がい支援学校の整備計画を策定し、12 年間を一貫して同じ支援学校に通学できるようにしてください。

② 特別支援学校設置基準における校舎面積基準、学級編成基準の不適合の解消、教室不足の解消をできる限り早期に行うことを定めた新校整備計画をただちに策定してください。

③ 「特別支援学校設置基準」および「特別支援学校施設整備指針」に基づき、子どもたちに豊かな教育が保障できるように十分な普通教室や特別教室を適切に準備・配置してください。

（回答）

○　知的障がい園のある児童生徒の増加等への対応については、令和２年度に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。

○　同基本方針に基づき、令和６年４月に出来島支援学校を開校いたしました。加えて、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転併設整備を進めているところです。

○　また、令和３年９月に制定された「特別支援学校設置基準」における校舎面積基準、学級編制基準の不適合等の解消をめざし、大阪市北東部地域と豊能地域における新校整備に加え、北河内地域において、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた整備を進めているところであり、その他の地域についても、引き続き、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）

1．府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑥ 府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。

（回答）

○　府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。

○　変更にあたっては、令和２年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、教育環境への影響等を踏まえ、慎重に判断してまいります。

（回答部局課名）

教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）

1．府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑩ 北河内地域の支援学校の教育環境を改善してください。
（イ） 北河内地域の通学区域については、子どもたちが市単位で、同じ学校で、小中高と一貫して通えるように条件整備を行ってください。来年6月頃に予定されている 2029 年度からの通学区域割の変更に関しては、一方的に上意下達で決定するのではなく、今年度の秋までに保護者、教職員、関係者の意見を聞く場を設定してください。また、「通学区域が変更される」ことや「発表の時期が 2027 年6月ごろ」であることすら周知が行き届いていません。府のホームページに掲載するとともに、各学校や関係機関を通じて保護者・教職員・関係者に早急に知らせてください。
（ウ） 交野支援学校四條畷校の工事中の移転に関連して、生徒・保護者への配慮と丁寧な説明、教育環境の整備、余裕を持った移転・詳細スケジュールの管理、教職員への適切な対応、専門業者による備品・教材の移動計画策定、移転後のフォローなどの必要な対策を行ってください。また、校舎移転による通学方法の変更に関連し、通学保障について必要な対策を講じてください。
（エ） 本校化する交野支援学校四條畷校に関連して、普通教室は南向きを基本として配置し十分な面積を確保してください。日常生活学習室、理科室など必要な特別教室を十分に確保し、特別教室の兼用は行わないでください。雨天等、運動場などが使用できないときの屋内活動場所や学年集会や多人数の授業用の教室を確保してください。子どもがパニックになるなど、不安定なときにクールダウンできる部屋を確保してください。その他、児童生徒にとって快適な教育環境を整備してください。学校規模を適切な人数にするために 250 人程度までにしてください。そして、必要な教室を確保し教育環境を整えるために、四條畷校の教職員が作成した教室配置案を最大限尊重してください。また、子どもたちにとって大切な多目的室を民間に貸し出ししないでください。多目的室内の不必要なトイレ・シャワー室は、他の必要な場所に移動してください。子どもの活動スペースが狭くなるため、多目的室内の湯沸室は撤去してください。
（オ） 2029 年度の交野支援学校四條畷校の本校化だけでは、北河内地域の支援学校の設置基準不適合と教室不足を解消することができません。早急に、枚方・交野地域と門真地域に小学部・中学部・高等部のある知的支援学校を新設してください。支援学校新設までに5年を要します。2032 年度に設置基準不適合と教室不足を解消するため、今年度中に新設整備の予算措置をしてください。また2校新設までの間、北河内地域4校の「過大・過密」状態が続きます。2校新設までの間の必要な対策を講じてください。
（回答）
○　知的障がい支援学校の整備にあたっては、令和２年 10 月の「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、教育環境の改善に取り組んでいるところです。
○　また、府立支援学校の通学区域割については施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村を越えて広域に設定しています。
○　変更にあたっては、令和２年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、教育環境への影響等を踏まえ、慎重に判断してまいります。
○　交野支援学校四條畷校の仮校舎への一時移転期間中における福祉サービスの継続利用については、関係部局と連携し、保護者のニーズに沿った対応の検討を事業所管理者に依頼しました。
○　引き続き、北河内地域においては、「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、交野支援学校四條畷校の本校化等の取組みを進めてまいります。
（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
1．府立支援学校の現在の「過大･過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
⑪ 交野支援学校四條畷校の本校化に伴う、仮校舎への一時移転・通学区域割の変更等について、東大阪市在住の関係する生徒が落ち着いて通学し、保護者が安心してこどもを預けることができるよう以下の項目について要望します。つきましては、以下の項目について要望します。
（オ） 東大阪市に小学部・中学部・高等部のある知的障がい支援学校を新設し、小・中・高の 12 年間同一の学校に通えるよう条件整備を行ってください。
（回答）
○　府立支援学校の通学区域割については、施設規模や通学バス乗車時間などを考慮しながら、市町村

を越えて広域に設定しています。
○　変更にあたっては、令和２年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、教育環境への影響等を踏まえ、慎重に判断してまいります。
○　仮校舎への一時移転期間中における福祉サービスの継続利用については、昨年６月に関係部局と連携し、保護者のニーズに沿った対応の検討を事業所管理者に依頼しました。
○　引き続き、令和３年９月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、豊能地域や大阪市北東部地域における新校整備の取組みなどを進めるほか、その他の地域においても教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めてまいります。

（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
1．府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

㉔ 出来島支援学校および現在進められている新校整備において、校舎内の一部を就労系障がい福祉サービス事業所への貸し出し事業をただちに中止・計画を撤回し、子どもたちの学習スペースとして活用できるよう整備してください。

（回答）
○　出来島支援学校においては、小中高一貫したキャリア教育の推進や、児童・生徒一人ひとりのニーズ・働く力に応じた適切なアセスメント等、支援学校の就労に関する機能を充実させるため、就労移行支援事業を運営する事業所を併設することといたしました。
○　引き続き、民間事業者と支援学校との連携等により、就労を通じた、障がいのある子どもたちの社会的自立に向けた取組みを行うほか、児童生徒の教育環境の充実が図ることができるよう、検討を進めてまいります。

（回答部局課名）
教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）
1．府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

㉖ この間、小学部児童、中学部生徒が急増するもとで、年々教職員の配置が手薄になっています。各学校の実態に見合った大阪府独自の教職員加配を行い、充実した指導を行えるようにしてください。

（回答）
○　教職員の配置につきましては、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本にするとともに、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた指導の充実などを図るためなど、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っております。
○　今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいります。

（回答部局課名）
教育庁　教職員室　教職員人事課

（要望項目）
3．親の健康状況や家庭の状況に関わらず、障害のある子どもが等しく学校に通えるよう手立てを講じてください。

② 府立支援学校への通学に係る支援は、教育行政として実施すべき内容であることを踏まえ、大阪府教育委

員会と市町村教育委員会が協力して制度を整えることができるよう、市町村にむけた支援制度を創設するとともに、未実施の市町村に通学支援制度の創設を働きかけてください。

（回答）

○　府立支援学校においては、通学支援施策として、「通学バスの運行」および「医療的ケア通学支援事業」を実施しています。

○　両事業については、毎年実態調査を行っており、実態把握に努めているところです。調査結果については、現在公表の予定はございません。

○　市町村が実施する福祉施策の内容や実施状況は地域ごとに異なることから、各学校においては、市町村と連携を図りながら、それぞれの地域の実情を踏まえた通学支援方法の利用について検討しています。

○　児童生徒等の通学への支援については、大阪府教育委員会が実施する通学バス等の施策は、保護者の負担軽減や学習機会の補償を図るための支援として実施しているものです。

○　引き続き、児童生徒等の安全・安心な通学環境の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）

5. 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。

① 医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。医療的ケアが必要な児童生徒が希望する場合、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。

（回答）

○　府立支援学校においては、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍するすべての学校に、看護師を配置しています。

○　なお、令和２年度からは、通学支援に係る校内体制対応看護師を、国の補助事業を活用して看護師配置が必要な学校へ配置しています。

○　学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（令和３年８月 23 日）により、学校教育法施行規則に、学校において医療的ケアを実施する看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正は行われておらず、引き続き、制度改正について、国へ要望してまいります。

○　「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒一人ひとりの状況に応じて、引き続き、看護師の配置をはじめとした支援体制の充実に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁　教育振興室　支援教育課

（要望項目）

6. 老朽化した大阪北視覚支援学校及び中央聴覚支援学校を現在の敷地内で立て替え、存続させてください。両校ともに寄宿舎を存続させたうえで立て替え、その機能をさらに充実させてください。また、学科の再編などを検討する場合は、当該の学校・教職員及び当事者・保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。

（回答）

○　府立学校の老朽化対策については、令和８年３月に策定した「府立学校施設長寿命化整備方針（第２期）」に基づき、築年数や劣化度調査結果を踏まえながら、併せて事業実施計画を策定したところです。当該実施計画に基づき、順次、必要な改修等に着手しております。

○　今後とも、各支援学校から提出される「施設整備計画」に基づき、個別に対応を進めるほか、緊急を要する場合は学校や関係課と十分協議のうえ、迅速な対応に努めてまいります。

○　寄宿舎は、先の大阪府学校教育審議会答申においても、「遠方に居住し通学が困難な児童生徒にとって欠かせない役割を果たしており、今後も機能の維持に努めていく必要がある。」と示されており、

必要となる対応については、利用者ニーズ等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。
○　また、当該の学校、教職員及び保護者等の学校関係者をはじめ、ご意見も踏まえながらより良い教育環境の確保に努めてまいります。

（回答部局課名）
教育庁　施設財務課（傍線部について回答）
教育庁　教育振興室　支援教育課（波線部について回答）

（要望項目）
10. 府立支援学校の寄宿舎教育を継続、発展させてください。
② 通学困難や家庭状況などを考慮し、必要な児童生徒の入舎を認めてください。
（回答）
○　寄宿舎は、各校が定める入舎基準に基づき、遠距離により通学に要する時間が長時間となる等、著しく通学が困難な状況にある児童生徒について、各校の校長が入舎の可否を判断しております。
（回答部局課名）
教育庁 教育振興室 支援教育課